

平成20年 月 日

製紙株式会社
代表取締役社長
様

グリーン購入ネットワーク会員除名通知書

グリーン購入ネットワーク（GPN）
会長 中原秀樹

グリーン購入ネットワーク（GPN）は、平成20年4月24日開催の第69回理事会において下記理由により貴社を除名することを決定いたしましたので通知いたします。

【処分内容】

グリーン購入ネットワーク会則第9条第1項、第2項に則り、平成20年5月1日をもって除名処分とします。但し、第10条に基づき会員としての義務の履行を求めます。

【理由】

貴社は、グリーン購入ネットワークの会員であるにも関わらず、古紙パルプ配合率を長期間にわたって偽り、製品表示と乖離する商品を販売し続けた。加えて、当ネットワークが運営する製品データベース「エコ商品ねっと」にも貴社自ら表示データと乖離がある商品データを掲載し、環境情報を考慮してより環境負荷の小さい商品を購入しようと努力するグリーンコンシューマーを長期にわたって欺く結果となった。

これらの行為は、当ネットワークが目的とする「環境への負荷の小さい製品やサービスを優先的に購入するグリーン購入活動を促進し、グリーン購入に関する普及啓発事業や情報提供事業、調査研究事業などを行い、もって環境負荷の小さい製品やサービスの市場形成を促し、ひいては持続可能な社会経済の構築に寄与する」に反する行為であり、当ネットワークの定める会則 第9条第1項「本会の会則または規則に違反したとき、2項「本会の名誉を毀損し、または本会の目的に反する行為をしたとき」に該当します。第10条会員の義務とは除名処分であっても、GPN 会員として本件の社会的影響を厳しく認識し、GPN 会員であったことの社会的責任を全うしていただかなければなりません。

決定根拠

・偽装内容（別添資料）

1月末日現在、貴社から当ネットワークに提供された製品情報（エコ商品ねっと掲載商品）製品中 製品の製品情報に乖離があったこと。

・偽装期間及び対処内容

商品によっても異なりますが 年から長期にわたり表示データとの乖離があったこと。加えてその事実を知りながら速やかな是正が行われなかつたこと。

・GPN 事業への影響

貴社の偽装により、結果として当ネットワークのコア事業の一つである情報提供 DB「エコ商品ねっと」の信頼失墜、加えて当ネットワークに対する消費者からの信頼失墜。

また、広く消費者に提供している製品情報「エコ商品ねっと」の運営停止（1月17日～4月6日まで）

以上